

岐阜県都市公園活性化懇談会設置要綱

(目 的)

第1条 県は、県営都市公園（岐阜メモリアルセンターを除く。）について、各公園の特性向上と連携促進を図り、広域観光あるいは地域振興の拠点としての機能を発揮していくための基本戦略を検討するにあたり、意見交換の場として、「岐阜県都市公園活性化懇談会」（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 公園、観光、園芸、経済などの分野の有識者、行政関係者などで構成する懇談会において、都市公園の機能発揮、魅力向上及び広域拠点化に向け、公園の多面的な機能の活用及び整備に関するソフト面・ハード面の両面から意見交換を行う。

(組 織)

第3条 懇談会は20名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、外部有識者、行政関係者やその他適当と認められる者の中から、県が選任する。

(任 期)

第4条 懇談会の任期は2年以内とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(懇談会)

第5条 懇談会は、必要に応じ県が招集する。

2 必要がある場合は、懇談会の委員以外の有識者や関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(座 長)

第6条 懇談会活動の調整と円滑な運営を図るため、必要に応じて懇談会に座長を置くことができる。

2 座長の選任は委員の互選による。

3 座長は、懇談会を代表し、懇談会を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 委員は懇談会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、岐阜県都市建築部都市公園・交通局都市公園課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

この要綱は、令和2年9月16日から施行する。

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

表（第3条関係）

氏 名	役 職
浅野 健司	各務原市長
藤井 浩人	美濃加茂市長
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長
川地 憲元	養老町長
岡山 金平	岐阜県商工会連合会会長
山下 清司	関市長
加藤 孝義	岐阜県園芸特産振興会花き部会会長
菊本 舞	岐阜協立大学経済学部准教授
瀧 修一	岐阜県観光連盟会長
小島 紀夫	プロデューサー
富田 成輝	可児市長
舟引 敏明	宮城大学名誉教授
伊藤 康行	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
古田 菜穂子	岐阜県観光国際戦略アドバイザー
村瀬 幸雄	岐阜県商工会議所連合会会長
山本 博子	特定非営利活動法人ママズカフェ理事長
矢島 薫	岐阜新聞社代表取締役社長
有賀 信彦	中日新聞社岐阜支社長
若松 浩文	株式会社ランド代表取締役
涌井 史郎	岐阜県立森林文化アカデミー学長

（敬称略）